

## 結核の公費負担請求について（感染症法第 37 条の 2）

結核公費負担となる医療の範囲及び基準については、感染症法施行規則第 20 条の 2 及び平成 21 年 1 月 23 日付厚生労働省告示第 16 号「結核医療の基準」に定めるところによります。

今回、医療機関からよくご質問を受ける事項をまとめましたので、公費負担請求の際にご参考にしていただけたらと思います。また、ご不明な点がございましたら、区保健福祉部あんしんすこやか係または保健所予防衛生課結核担当までお問い合わせ下さい。

### **結核公費負担の対象となる項目の例** → 保険と公費負担の併用となります

- ① 申請で承認された抗結核薬
- ② 結核菌検査（塗抹検査、培養検査、薬剤感受性検査）
- ③ 一般血液検査（抗結核薬の副作用の早期発見に必要なものに限る）
- ④ 単純エックス線検査、CT、フィルム代
- ⑤ 眼科学的検査、耳鼻科学的検査（抗結核薬の副作用の早期発見に必要なものに限る）

### **結核公費負担の対象とならない項目の例** → 保険での対応をお願いします

- ① 初診料・再診料、特定疾患療養管理料
- ② 申請で承認された抗結核薬以外の薬剤
- ③ 赤血球沈降速度検査、結核菌検査（PCR 検査）、MRI、PET
- ④ QFT 検査、T-SPOT TB 検査
- ⑤ 診療情報提供料、傷病手当金意見書交付料（公費負担申請の診断書の記載費用）

## よくあるご質問

- Q1 結核の診断に当たっての医療費については、公費負担の対象となりますか？  
A1 結核の公費負担制度は結核の治療が対象となりますので、診断に要した医療費については公費負担の対象とはなりません。
- Q2 公費負担承認前の結核治療費については、公費負担の対象となりますか？  
A2 対象とはなりません。区保健福祉部が公費負担申請書を受理した日が公費負担の承認期間の始期となりますので、まずは公費負担申請書の FAX 送信だけでもお願いいたします。
- Q3 LVFX（レボフロキサシン、クラビット）は公費負担の対象となりますか？  
A3 2016年1月29日以降に結核の治療薬としてLVFXを処方された場合には公費の対象となる可能性があります。各区保健福祉部にお問い合わせください。
- Q4 抗結核薬の副作用対応としてのビタミン B6や抗アレルギー薬は公費負担の対象となりますか？  
A4 対象とはなりません。
- Q5 肝機能の血液検査、眼科の検査、耳鼻科の検査は公費負担の対象となりますか？  
A5 抗結核薬の副作用の早期発見のために行った検査であれば、公費負担の対象となります。
- Q6 血液検査、CT検査等の公費負担対象となる回数に制限はありますか？  
A6 公費負担の回数制限の目安はなく、医学的に必要性が認められる範囲になります。
- Q7 公費負担申請の際の診断書の記入について、診断書料や協力料は法 37 条の 2 の公費負担の対象となりますか？  
A7 法 37 条の 2 の公費負担の対象とはなりません。
- Q8 「〇〇検査」は何の項目で算定すればよいでしょうか？点数は何点でしょうか？  
A8 個別の診療報酬請求の事項については、社会保険診療報酬支払基金や県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

神戸市保健所予防衛生課  
Tel 078-322-6790